

【盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補償ならびに本人確認の取扱いに関する特約】

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、当組合と預金契約を締結する個人のお客様が当組合に有する預金および定期積金(以下、「預金等」といいます。)で、払戻の際に、払戻請求書又は証書に記名押印し、通帳、証書(以下、「通帳等」といいます。)を提出する預金について適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱いを定めるものです。
 - ①盗取された通帳等を用いて不正な払戻し(解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。)が当組合の本支店の窓口で行われた場合における取扱い
 - ②本人確認(預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。)に関する取扱い
- (3) この特約は、各種預金規定及び定期積金規定(以下、「原契約」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗取された通帳等による不正な預金払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補填を請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - ②当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合への通知が行われた日の30日(ただし当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補填対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補填するものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当組合が証明した場合には、当組合は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、この通帳等が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補填しません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補填の請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得変換を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合が第2項の規定にもとづく補填を行った場合に、当該補填を行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合が第2項の規定により補填を行ったときは、当組合は、当該補填を行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. 預金等の払戻しにおける本人確認

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認する為の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以上

【盗難通帳被害においてお客様の重大な過失または過失となりうる場合】

この特約において規定する「お客様における重大な過失または過失となりうる場合」の具体的な事例は、以下のとおりです。

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下の通りです。

- (1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)及び(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

*上記(1)及び(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下の通りです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

【追加規定を適用する主な対象規定】

- | | | |
|-------------|---------------------------------|--------|
| ○流動性預金関係の規定 | ・普通預金規定 | 通知預金規定 |
| | ・貯蓄預金規定 | |
| ○定期預金関係の規定 | ・期日指定定期預金規定 | |
| | ・(自動継続)スーパー定期 自由金利型定期預金(M型)取引規定 | |
| | ・(自動継続)自由金利型定期預金取引規定(大口定期) | |
| | ・(自動継続)変動金利定期預金取引規定 | |
| | ・財産形成期日指定定期預金規定 | |
| | ・財形住宅預金規定 | |
| | ・財形年金預金規定 | |
| | ・定期積金取引規定(スーパー積金) | |
| ○その他の規定 | ・総合口座取引規定 | |
| | ・かさしんキャッシュカード規定 | |

平成20年9月11日